平成２１年（フ）第８６８号
愛知県豊田市若林東町宮間32番地９
債務者　加来夕可理
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８７９号
愛知県岡崎市赤渋町字落34番地　松野ハイツⅡ101
債務者　小田　勝弘
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４４２号
横浜市旭区川井本町32番地　ヴィラ川井本町１―102
債務者　齋藤　英子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４５５号
横浜市旭区上白根１丁目５番１―312号
債務者　小野田敏恵
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５０８号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅６棟301号
債務者　近藤　裕一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０１号
釧路市柏木町６番1305号
債務者　山内　裕也
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３３９号
釧路市新栄町２番６号　ハイツ中村Ｂ棟
債務者　山本　翔太
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３４７号
釧路市鶴野東２丁目10番19号　コーポ峰Ｅ号室
債務者　佐藤　博美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３９６号
釧路市昭和中央２丁目18番17号
債務者　武藤　英春（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４０４号
釧路市愛国東３丁目11番23号
債務者　塩澤　陽子（旧姓向山）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４０７号
北海道釧路郡釧路町北見団地２丁目30番地
債務者　中條　由美（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４０８号
北海道白糠郡白糠町西５条北１丁目１番地１
債務者　町田万左子こと　町田　正子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４１１号
釧路市芦野１丁目12番21号　アーバンハイツＦ３号室、住民票上の住所釧路市芦野１丁目12番21号
債務者　岸本　未来
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４１６号
釧路市桜ケ岡１丁目２番15号
債務者　中谷　澄江
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４１７号
釧路市中島町10番18号
債務者　若木　裕昭
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所